

【説明資料】千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画について

1. 趣旨

生活困窮者自立支援法の改正や国の基本方針の改正等を踏まえ、本市のホームレス等の自立をより一層推進するためには具体的な行動計画を策定する。

2. 第4次計画の概要

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者等に対する「**予防に向けた支援**」、ホームレスに対する「**早期発見に向けた支援**」や「**自立に向けた包括的支援**」の実施のほか、ホームレス生活を脱却し、再びホームレス状態等に陥ることがないよう継続した支援を必要とする者に対する「**自立生活を継続するための支援**」を支援の柱として、ホームレス状態等に陥らないための社会の創出に向けた支援を行う。

3. 第4次計画から新たに追加する項目

① 居住に関する支援の連携構築

自立相談支援機関と居住支援協議会や居住支援法人等が連携し、安定した住まいの確保に向けて、居住サポート住宅などの民間賃貸住宅の情報提供を行う。

また、その後も引き続き安定した暮らしを継続できるように住まいの様々な相談に連携して対応していく。

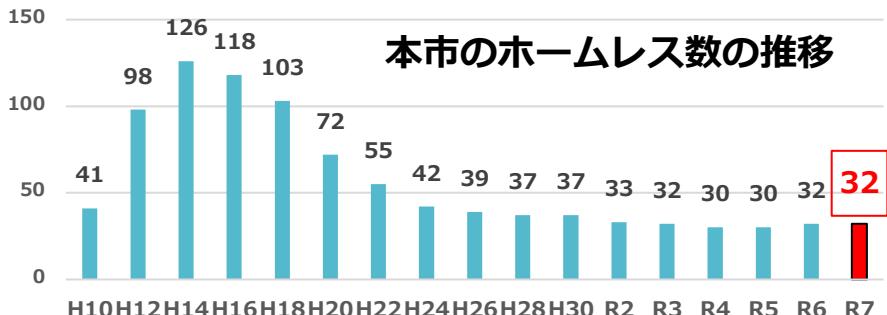
② 庁内連携体制の強化

施設管理者と福祉部門（保護課等）の連携体制が認識できるよう、ホームレスへの対応フローを明記する。

4. 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの**5年間**とする。

ただし、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が令和9年8月で失効する見込みであり、その場合は、以降の期間について「**千葉市貧困対策アクションプラン**」等への統合を検討する。

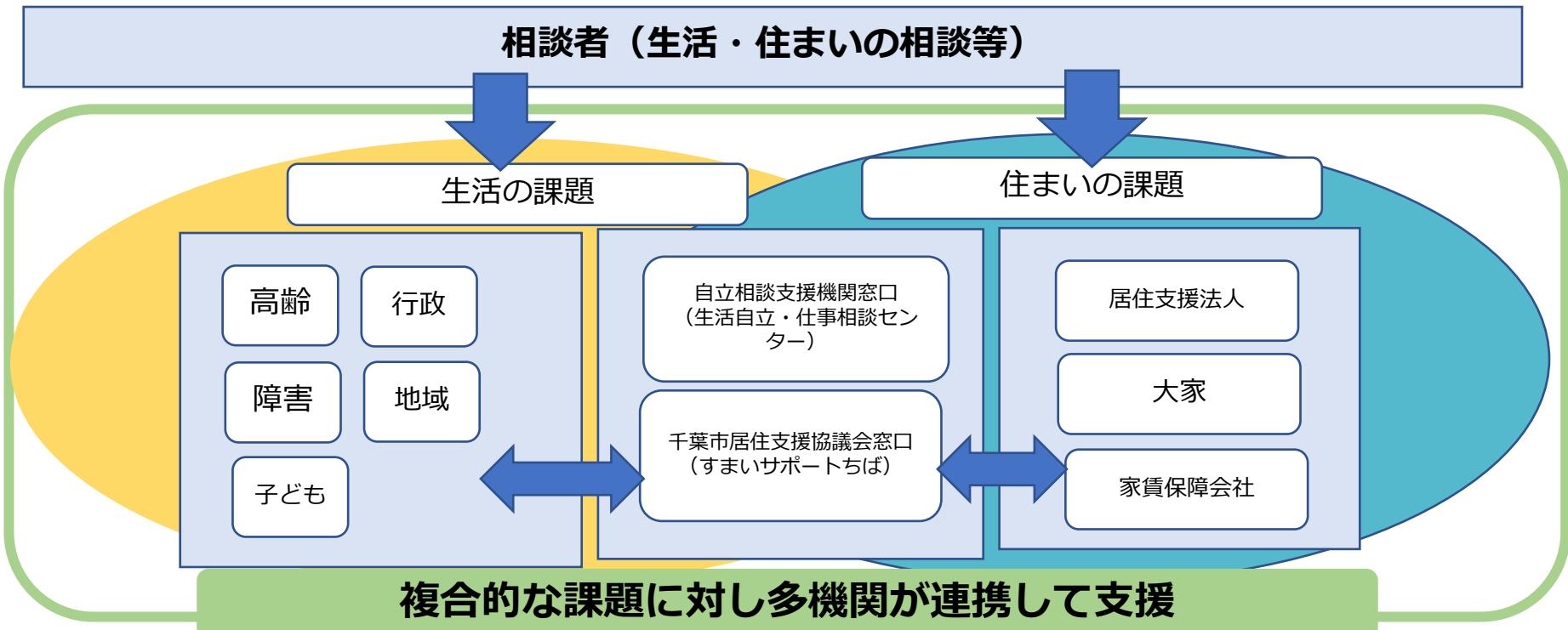


(参考) 千葉市の居住支援の概要



生活困窮者自立支援法の改正（令和7年4月1日施行）において、住宅確保が困難な者へ、入居時から入居中、そして退去時までの一貫した居住支援を強化することとされた。

生活・住まいの状況は相談者によって様々であり、個々のニーズに応じた対応を行うことができるよう、生活自立・仕事相談センターと居住支援協議会等と連携を強化することにより、住まいの様々な相談対応を行い、関係者と共に入居後までの一貫した居住支援を行うとともに、高齢や障害などの専門機関と連携し、必要な支援に繋ぐようにする。



【居住支援協議会】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図る目的で、地方公共団体、宅地建物取引業者、居住支援団体等が連携して設立する協議会です。

【居住支援法人】

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や相談・見守りなど要配慮者への生活支援等を行います。

(参考) 生活困窮者自立支援法の改正関連資料

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。